

蓮田白岡衛生組合契約規則

蓮田白岡衛生組合契約規則（平成11年蓮田白岡衛生組合規則第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条—第16条）
- 第3章 指名競争入札（第17条・第18条）
- 第4章 随意契約（第19条—第22条）
- 第5章 せり売り（第23条・第24条）
- 第6章 契約の締結（第25条—第29条）
- 第7章 契約の履行（第30条—第35条）
- 第8章 契約の解除（第36条・第37条）
- 第9章 監督及び検査（第38条—第41条）
- 第10章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）の行う契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

（入札参加者の資格）

第2条 管理者は、必要があると認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 管理者は、前項に規定する資格を定めたときは、掲示場への掲示その他の方法により公示しなければならない。

3 管理者は、第1項に規定する資格を定めたときは、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請により、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、当該資格を有する者について、資格を有する者の名簿（以下「資格者名簿」とい

う。)を作成するものとする。

(入札の公告)

第3条 令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期日を5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所並びに日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

(入札保証金)

第5条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率又は額は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。ただし、組合所有財産の売払に関する入札保証金の額については、管理者が別に定める。

2 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これを充当することができる。

3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行に対する定期預金債権

(小切手の現金化等)

第6条 前条第3項第4号に規定する小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、管理者は、会計管理者をしてその取立て並びにその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入保証金の納付若しくは入札保証金納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に準用する。

(担保の価値)

第7条 第5条第3項各号に規定する担保の価値は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第3項第1号から同項第3号までに定める証券又は債権 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）

(2) 第5条第3項第4号から同項第6号までに定める小切手、手形又は債権 小切手金額、手形金額又は債権金額

(入札保証金の納付免除)

第8条 管理者は、一般競争入札に付する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

2 前項第1号に規定する入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を組合に寄託しなければならない。

(予定価格の作成)

第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について仕様書、設計

書等によって定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 前項の規定により予定価格を定める場合においては、契約の目的となる当該物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。

3 予定価格を記載した書面は、これを封書にし、開札の際これを開札の場所に置くものとする。

(最低制限価格)

第10条 令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは、前条第1項及び第2項の例によりその価格を定め、これを封書にして、開札の際これを開札の場所に置くものとする。

(入札の手續)

第11条 入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、指定の場所及び日時に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、入札保証金を要するものについては、当該入札保証金の領収書又は預り証を入札書に添付しなければならない。ただし、入札保証金の納付が事前に確認された場合は、この限りでない。

3 代理人が入札しようとするときは、委任状を入札前に管理者に提出しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札

(3) 記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記載事項を判読することができない入札書によって行われた入札

(4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率又は額に達しない者がした入札

(5) 金額を訂正した入札書によって行われた入札

(6) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札

(7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(8) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(落札者への通知)

第13条 落札者を決定したときは、その旨を口頭又は書面により当該落札者に通知しなければならない。

(落札者の決定の失効)

第14条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知が落札者に到達した日から7日以内（蓮田白岡衛生組合の休日を定める条例（平成2年蓮田白岡衛生組合条例第1号）に規定する組合の休日を除く。）に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う。

2 管理者は、前項の契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蓮田白岡衛生組合条例第5号）第2条の規定により議会の議決を必要とするとき又は特別の事情があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第15条 管理者は、令第167条の10第2項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(再入札の場合の公告)

第16条 入札者又は落札者がいない場合（第14条第1項の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、更に公告して一般競争入札に付そうとするときは、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による公告の期日は、3日前まで短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名等)

第17条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、資格者名簿に登載した者のうちから競争に参加する者をなるべく3者以上指名しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指名したときは、当該入札者に対し、第4条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項を、入札期日の前日までに通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第2条及び第5条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によりことができる予定価格)

第19条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約における手続の特例)

第20条 管理者は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に掲げる場合による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (3) 契約を締結する時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 管理者は、前項の契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するも

のとする。

- (1) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 契約の目的
- (3) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (4) 契約を締結した年月日
- (5) 契約金額
- (6) 契約の相手方を選定した理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（見積書の徴取）

第21条 管理者は、随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (3) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (4) 非常災害時、又は非常災害時以外の場合であって人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときにおいて、緊急を要する物品の購入等をするとき。
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約をするとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が見積書を徴することが適当でないと認められた契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、3者以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 10万円以下の契約をするとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

(5) 再度の入札に付し落札者がいないとき。

3 管理者は、随意契約を行う場合においては、次の各号のいずれかに該当するときを除き、予定価格を定めなければならない。

(1) 第1項各号のいずれかに該当する契約をするとき。

(2) 1件の予定価格が30万円以下の契約をするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が別に定める契約をするとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第9条第1項及び第2項の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5章 せり売り

第23条 管理者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第24条 第9条第1項及び第2項の規定は、せり売りの場合に準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第25条 管理者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の当事者

(2) 契約の目的

(3) 契約金額

(4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

(5) 契約保証金

(6) 契約金の支払の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害

(9) 危険負担

(10) 瑕疵担保責任

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第1項の場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする契約については、仮契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が30万円以下のとき。

(2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

(3) せり売りに付するとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約するとき。

(5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品を購入するとき。

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第27条 令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率又は額は、契約金額の100分の10以上とする。

2 第5条第3項の規定は、契約保証金に代えて担保を提供させる場合にこれを準用する。

(契約保証金の納付免除)

第28条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を

締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(契約保証金の還付)

第29条 契約保証金は、契約の相手方が契約内容に従った履行を終了した後、還付する。

- 2 契約の変更による契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

第7章 契約の履行

(契約の履行の届出)

第30条 契約の相手方は、当該契約を全て契約内容に従い履行したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(履行期限の延長)

第31条 管理者は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長の申出があつたときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第32条 管理者は、契約の相手方（前条の規定による履行期限の延長を認められた

者を除く。)が、正当の理由がないのに契約の履行を遅延したときは、契約金額（工事請負契約については、契約金額から既済工事部分に相当する金額を控除した額とする。）につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を損害金として徴収する。

（権利義務の譲渡禁止）

第33条 契約から生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

（前金払）

第34条 管理者は、令附則第7条に規定する保証事業会社の保証に係る工事に要する経費については、別に定めるところにより前金払をすることができる。

（部分払の限度額）

第35条 管理者は、契約により、工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9（管理者が特に必要と認めるものにあつては、10分の10）、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えないものとする。

第8章 契約の解除

（契約の解除）

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方がその責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、契約の履行に関し不正な行為があつたとき。

（契約解除の場合の権利の所属等）

第37条 前条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」

という。) 第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上、これを組合の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

第9章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第38条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第39条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員(以下「検査職員」という。)は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第40条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託し行った場合の確認)

第41条 令第167条の15第4項の規定により、組合の職員以外の者に委託して

監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

第10章 雑則

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。